

奈良県告示第二百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十二月八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
柴田医院	大和高田市春日町一丁目八の三六	平成二十七年六月三十日
錦織歯科医院	橿原市内膳町四―四―二五	平成二十八年十二月三十一日
イズミヤ薬局	北葛城郡広陵町大字安部二二六 一―四	平成二十九年九月三十日
なの花薬局榛原店	宇陀市榛原萩原八三〇―三	平成二十九年九月三十日
Jibun薬局郡山	大和郡山市城南町三六九―一	平成二十九年九月三十日